

「第2次健康ゆがわ21計画」の計画期間を延長しました

湯川村では、平成29年度に「第2次健康ゆがわ21計画」を策定し、生活習慣病予防に重点を置くとともに、生活習慣病等の合併症による重症化予防を重視した取り組みを推進しています。

計画期間は、平成29年度から令和4年度までとしておりましたが、今回、「国の健康日本21計画（第2次）」、福島県の「健康ふくしま21計画（第2次）」の計画期間が1年延長されたことを踏まえ、本村においても計画期間を令和5年度までと延長することとしました。

なお、変更（延長）するのは計画期間のみであり、各種数値目標については変更しません。

旧：平成29年度～平成34年度（令和4年度）

新：平成29年度～令和5年度